

日本農林規格等に関する法律施行規則案についての意見・情報の募集についての御意見及びそれに対する考え方

○御意見の内容及びそれに対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
<p>・外国格付の表示について、欧州連合の加盟国とあるが、欧州連合加盟国が欧州連合から離脱した場合における外国格付けの表記は、格付け時点で欧州連合の加盟国であればいいのか、それとも、生産日、や発売日時点で欧州連合の加盟国である必要があるのか、見解を聞きたい。</p>	<p>・御質問ありがとうございます。外国格付の表示についての「欧州連合の加盟国」とは、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に「外国格付の表示を付する時点の欧州連合の加盟国」を指しております。</p>
<p><b>【外国格付表示について】</b></p> <p>「当該国の格付の制度により格付をしたことを示す表示とする。」について、認証取得の対象が文字列を含まないマークの貼付であるならば、「表示」を「証票」（あるいは、認証マークであることがわかる他の単語）にするべきである。</p> <p>アメリカのようにマークの表示は任意であり、認証機関名や加工品の原材料名欄の「Organic」等の表示が義務表示事項とされている国向けの農林物資に文字列のみを表示しようとする事業者も、認証が義務化されると読めてしまうのではないかと考えております。</p>	<p><b>【外国格付の表示について】</b></p> <p>・御意見ありがとうございます。本施行規則案に規定する「外国格付の表示」とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第49号）による改正後の日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「改正JAS法」という。）第12条の2の委任を受けてその詳細を規定するものですので、案のとおり同条の規定に合わせて「外国格付の表示」とさせていただきます。</p> <p>なお、認証取得の対象となるのはマークを貼付する場合であり、アメリカのようなマークの表示が任意である国の制度に基づいて、マークを貼付せずに文字列のみを表示する場合には、外国格付の表示に係る認証の取得は不要です。この点については、登録認証機関をはじめとした関係事業者に対して周知してまいりたいと考えております。</p>

【登録認証機関間の情報共有の対象について】

(1) 具体的に運用する立場からすると、省令に期待する記述とは異なっており、全面的な修正を求めたい。

法律には、「…他の登録認証機関から提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、当該依頼に応じ、当該情報を提供しなければならない。」とある。

このポイントは拒否できる正当な理由とは何かであり、逆にどのような場面でこの法を根拠に情報提供しなくてはならないか、省令はこれらを明示するためのものと期待していた。しかし、その目的が今回の省令案では達成されていない。

出された省令案を検討するにしても、この情報提供をどのような理由で依頼するのか、その場面の設定がないと、どのような情報を提供すべきなのかの答えは得られないのではないかと。

情報を提供しなければならないケース、あるいは情報を提供しなくてもよい「正当な理由」のいずれかについて、場面の設定が規定され、そのうえで、提供すべき情報は決められるべきである。

拒否できる「正当な理由」であるかどうかは、だれがどのように判断するのか、このままでは、「農水省からの法案説明では、輸出のための乗り換え申請以外の事例が提示されていないので、それ以外の目的の情報提供要請はすべて拒否する」ということは正当な理由であると主張することもできる。それは今回の法の趣旨とは違いますがよというのであれば、どのような場面で提供すべきで、どのような場面で提供しなくてもよい正当な理由になるか、いずれかをポジティブにして明確にするべきで、これが省令で明示されるべきと考える。

他の事例をあげると、同じ認証機関の乗り換えであっても、「今の認

【登録認証機関間の情報共有について】

((1) について)

・御意見ありがとうございます。改正 JAS 法第 19 条第 4 項においては、登録認証機関が他の登録認証機関から提供を受けることが必要な情報について省令で定めると規定されていることを踏まえ、本施行規則案においては、共有対象となる情報を指定しております。これは、提供依頼理由の如何に関わらず、認証業務に必要な範囲を超えて個人情報や事業者の機密情報が共有されることのないように、提供の対象となる情報の範囲を省令において明確にする必要があるからです。

そのうえで、情報提供を依頼することのできる場面としては、

- ① 同等性の承認のある外国に向けて自己が発行した証明書を付して農林物資を輸出した事業者について、当該外国から当該農林物資又は当該事業者について照会があった場合に、当該照会事項に回答するに当たり、当該事業者が認証を受けている他の登録認証機関が保有する当該事業者の情報が必要なとき
- ② 新たに自己の認証を受けようとする事業者や既に自己の認証を受けている事業者についての認証業務を行うに当たり、当該事業者が他の登録認証機関の認証を受けており、当該他の認証機関が保有する当該事業者の情報が必要な場合
- ③ 新たに自己の認証を受けようとする事業者や既に自己の認証を受けている事業者についての認証業務を行うに当たり、当該事業者の外注管理先が他の登録認証機関の認証を受けており、当該他の認証機関が保有する当該外注管理先の情報が必要な場合
- ④ 自己の認証を受けている事業者が扱う格付品の適合性を確認するに当たり、当該格付品の原材料等の格付又は格付の表示を行った事

<p>証機関の認証料が高いから」とか「サービスが不満だから」という理由で、認証機関を変更する際、この情報提供依頼があったときに、そんなものは正当な情報提供理由ではないと拒否できるか、今の省令案ではわからない。</p>	<p>業者が他の登録認証機関の認証を受けており、当該他の認証機関が保有する当該事業者の情報が必要な場合などを想定しております。</p> <p>一方で、情報提供を断ることができる「正当な理由」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 登録認証機関が業務規程及び下位規程で定める文書保存期間を経過し、認証に関する情報を既に廃棄し保有していない場合</li> <li>② 登録認証機関が業務規程や下位規程の規定に基づき要求する書類を提出しない場合や手数料を納付しない場合等、登録認証機関が定める手続や条件に従わない場合</li> <li>③ 情報提供依頼の理由が説明されない場合又は依頼理由が不明確であるため情報提供の必要性が確認できない場合</li> <li>④ 新たな認証の申請、認証事業者による認証条件への違反の疑い、外国からの照会等の情報提供が必要になる事態が生じている旨を確認できず、情報提供の必要性が認められない場合</li> </ol> <p>などを想定しております。</p> <p>登録認証機関間の情報共有については、上記の内容を盛り込んだ Q &amp; A の作成等により周知する予定です。</p>
<p>(2) 仮に上記の提案は却下され、今の省令案ですすめるとした場合、省令案の概要に記載されている項目について検討してみると、全般的に、最後の体言止めの情報は、だれが行った行為のことなのかわかりにくいので、もう少し明確にならないか。</p> <p>これらは、(現行の) 省令第 46 条をもとにして記載されていると思うが、その旨がわかるようにしてほしい。</p>	<p>((2) について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今般の法改正において、新たに登録認証機関間での情報提供について規定した趣旨が登録認証機関における認証業務の円滑化であることに鑑みれば、情報提供の範囲は施行規則に規定される登録認証機関の業務の基準に則して定められる必要があります。そのため、意見募集の段階では施行規則案の概要をお示ししておりましたが、条文においては登録認証機関の業務基準に関する規定を引用しつつ、対象となる情報が明確になるよう規定する予定です。</li> </ul>

(3) また、今回の法改正の趣旨説明では、輸出証明書を発行しない認証機関から輸出証明書を発行する認証機関へ鞍替えする際にスムーズな認証移行のための措置ということを知っているが、そうであれば、輸出に係る証明書の発行審査等に関する情報は、このために必要な情報とは思えない(そもそも発行していないから鞍替えするのだが)。この情報を提供する場面が想定できず、なぜこの項目があるのか理解できない。

((3) について)

- ・ 同等性を利用した輸出実績のある事業者を新たに認証し、輸出に係る証明書を発行する際、他国との同等性条件への違反の疑いがあり、確認を行ううえで、過去当該事業者が認証を取得していた認証機関が発行した輸出に係る証明書に関する情報が必要になる場合も想定しています。